

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県大船渡市立根町字細野23番地3

氏名 株式会社アトラス 代表取締役 佐々木 高徳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

沿岸広域振興局長 森 達也



許可の年月日 令和 4年 2月 5日

許可の有効年月日 令和 9年 2月 4日

## 1. 事業の範囲

## (1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

## (2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・廃油
- ・紙くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず（これらのうち自動車等破砕物を除く。）

以下余白

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別表のとおり

以下余白

## 3. 許可の条件

(以下、裏面記載)

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年 2月 5日 当初許可

平成17年10月20日 事業範囲の変更許可

(1) 産業廃棄物の種類に紙くず、繊維くずを追加したこと。

(2) 廃油、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの積替え・保管を追加したこと。

平成19年 2月 5日 更新許可

平成20年 5月21日 変更届出書受理（住所（本店所在地）を岩手県大船渡市立根町字細野4番地308から変更したこと。）

平成21年 1月14日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）

平成21年 6月 9日 変更届出書受理（名称を有限会社アトラスから変更したこと。）

平成22年 1月21日 代表者の変更（代表者を佐々木弘志から変更したこと。）

平成24年 2月 5日 更新許可

平成27年 6月 4日 変更届出書受理（事業の範囲から廃プラスチック類の積替え・保管を削除したこと。）

平成29年 2月 5日 更新許可

令和 4年 2月 5日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白



別表（積替え保管施設の概要）

所在地：岩手県大船渡市立根町字細野23番3、23番4、23番68

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
廃油	—	25.09	1.8	—	屋内、容器保管
紙くず	—	19.44	40.28	—	屋内
繊維くず	—	45.82	111.47	—	屋内
動植物性残さ	—	9.72	6.91	—	プレハブ冷蔵庫
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	46.61	113.39	—	屋内

以下余白

